

町有林の伐採・搬出にあたっての留意事項

町有林の伐採・搬出にあたっては、林地保全及び土砂流出等の災害防止の観点から下記事項に十分留意されますようお願いいたします。

1 枝条等の処理方法について

枝条等の残材は、大雨等で流出しないよう溪岸の浸食高、植生の生育範囲等から推定される最大水位高から、さらに2 m程度の余裕をもって溪流敷外に搬出すること。

土場敷並びに作業道沿線には、枝条等の残材が散乱放置することのないよう、整理すること。

また、残置場所を分散させたり、杭を打つ等、適切に処理すること。

2 搬出路及び土場の開設について

搬出路及び土場の開設は、切土や盛土等の土工を必要最小限に抑える等、極力地形に沿った形状とすること。

搬出路には、汚濁流が流れないように水切りをつけること。

また、売払物件の範囲外の隣接地等を使用する際は、当該土地の所有者の承諾を得て使用することとし、町有地の場合には、町に協議の上、搬出路開設に係る支障木等について町の提示する金額で買取ること。

3 道路の損傷防止について

雨天時や雨天直後は、搬出作業を極力控えるなど道路の損傷防止に努めること。また、道路を損傷した場合には、補修を行うこと。